

(協賛企業用)

# 健康保険委員登録事業所向け ヘルスケアサポートに係る ガイドライン

令和5年8月

全国健康保険協会滋賀支部

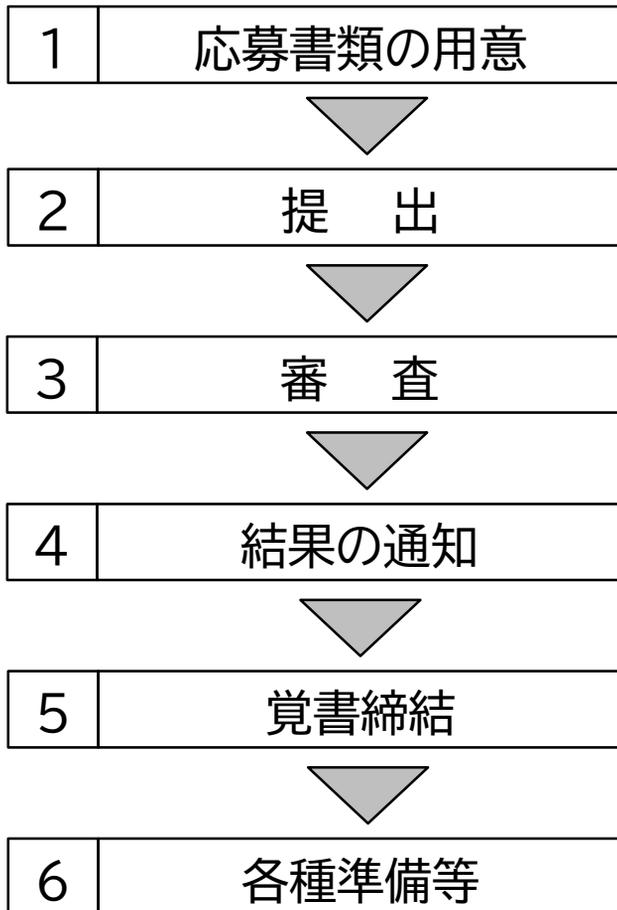
## 目次

1. 応募方法等に関する事
2. 提供方法等に関する事
3. 利用状況等の報告に関する事
4. サービス等の変更(新規サービスの提案等)に関する事
5. サービス等の終了に関する事

1

## 応募方法等に関すること

### <応募の流れ>



### 提出書類

様式1: 応募申込書  
様式2: 暴力団等排除の誓約書  
様式3: 保険料納付に係る申立書※1  
その他: 会社概要及び営業内容が  
わかるパンフレット等(10部)

※1 添付書類として、  
① 社会保険料納入告知額・領収済通知書  
(写し)の直近1年分  
② 社会保険料納入証明書(直近1年分)  
のどちらか一方の添付をお願いします。

上記以外にも、必要に応じて追加書類の  
提出をお願いする場合がございます。

#### <応募時期>

随時受付(途中で応募を締め切る場合があります)

#### <応募内容の審査>

滋賀支部では、応募内容について、ご提出いただいた書類等をもとに審査を行います。  
審査結果については、後日書面にて通知を行います。

#### <覚書の締結>

審査結果で承認された後、覚書の取り交わしを行います。

#### <各種準備等>

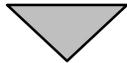
承認後は、覚書内に記載された委託開始日からのサービス提供に向けて、必要な準備等  
を進めてください。滋賀支部でもホームページへの掲載等を順次進めていきます。

2

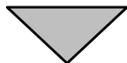
## サービスの提供方法等に関すること

### <応募の流れ>

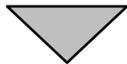
1 利用希望者より申出



2 健康保険委員登録確認票  
(優待券)の確認



3 対象者であることを確認



4 サービス等の提供

### 初回利用時の確認事項

以下の①を確認する。確認が取れた後、サービス等の提供(適用)を行う。

①様式6:健康保険委員登録確認票(優待券)(コピー可)の提示を受けること。

※様式6の内容等については、協賛企業様と相談の上、作成させていただきます。

### <2回目以降の利用時>

2回目以降利用時の確認方法は、原則協賛企業様にお任せします。

### <利用者数等の集計>

サービス等の提供(適用)を受けた利用者について、月ごとの利用者数の集計及び管理をお願いします。(滋賀支部への報告事項となります)

利用希望者がサービス等の提供を受けるにあたり、上記の確認(初回利用時)が必要である旨、丁寧な説明をお願いします。また、サービス内容等に関する問い合わせ全般につきましても、併せてご対応のほどをお願いします。

サービス等の提供(適用)を行った場合、月ごとの利用者数について、滋賀支部へ報告をお願いします。

#### <報告内容>

サービス等を提供(適用)した人数(月ごとに集計したもの)

例:令和5年7月…10名

#### <報告時期>

年度内4回(7月・10月・1月・4月)の各20日まで

- ・7月 … 4月～6月分
- ・10月 … 7月～9月分
- ・1月 … 10月～12月分
- ・4月 … 1月～3月分

※0人の月はその旨を記載してください。

#### <報告方法>

- ・「利用状況報告書(様式5)」にて報告  
(内容等が網羅されていれば、独自の様式も可)
- ・郵送またはFAXのいずれかとする。

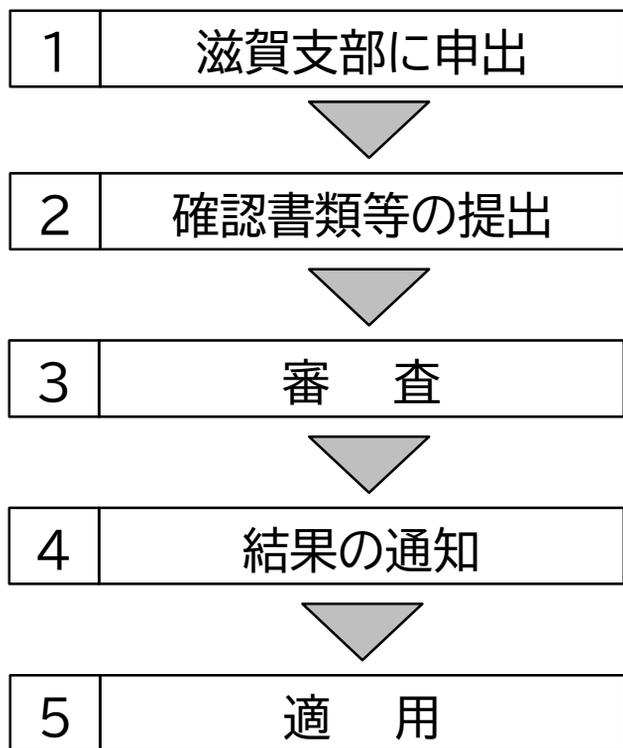
#### <留意事項>

報告内容について、滋賀支部より問い合わせ等を行う場合があります。

## 4 サービス等の変更(新規サービスの提案等)に関すること

サービス内容等の変更(追加提案含む)の時期については、原則委託期間の更新日(期間満了日の翌日)とします。期間満了日の3ヶ月前までに、滋賀支部へ書面にて申し出てください。

### <応募の流れ>



### 提出書類

以下の①②を滋賀支部へ提出する。

- ①「変更申出書(様式4)」
- ②変更後の内容がわかる資料等を添付(任意)

※上記①②に加え、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

期間の更新と同時に(期間満了日の翌日から)変更内容(新規サービス等含む)が適用となります。変更等にあって、利用者等への丁寧な説明及び対応をお願いします。

### <ホームページ掲載情報の更新>

滋賀支部の審査で承認された場合、結果通知の送付と併せて、滋賀支部ホームページの掲載情報を更新します。

### <緊急を要する場合>

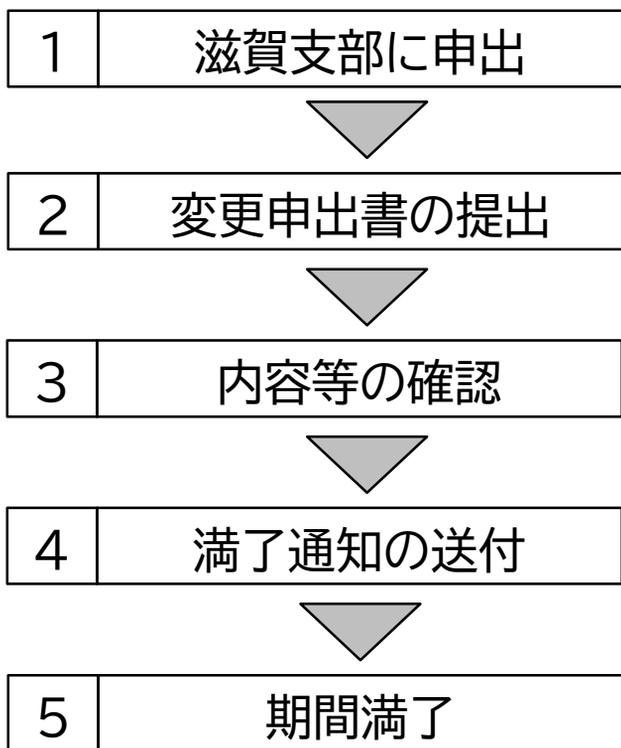
諸般のやむを得ない事情等により、急遽変更等が必要となる場合は、早急に滋賀支部まで連絡のうえ、「変更申出書(様式4)」の提出をお願いします。なお、その場合は、利用者等が不利益を被ることがないように、丁寧な説明及び対応を心掛けてください。

5

## サービス等の終了に関すること

サービス等を終了は、原則期間満了日をもって終了とします。期間満了日の3ヶ月前までに、滋賀支部へ書面にて申し出てください。

### <応募の流れ>



### 提出書類

「変更申出書(様式4)」

※申出書の内容について、問い合わせ等を行う場合があります。

期間満了後も引き続き利用を希望する方がいる場合は、変更事項等の丁寧な説明及び対応をお願いします。

### <ホームページ掲載情報の更新>

満了通知の送付と併せて、滋賀支部ホームページの掲載情報を更新します。

### <緊急を要する場合>

諸般のやむを得ない事情等により急遽サービス等を終了する場合は、早急に滋賀支部まで連絡のうえ、「変更申出書(別紙4)」の提出をお願いします。なお、その場合は、利用者等が不利益を被ることがないように、丁寧な説明及び対応を心掛けてください。